

健感発第 1126001 号  
平成 19 年 11 月 26 日

各 都道府県  
政令市  
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

インフルエンザウイルス分離株等の迅速な分与について（協力依頼）

インフルエンザウイルス株サーベイランス事業について、各地方衛生研究所（以下、「地衛研」という。）におかれましては多大なるご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

例年インフルエンザウイルス株については、各地衛研から分離されたすべてのウイルス株に関する抗原解析の結果を提供いただき、その中でワクチン候補株として詳細な性状の解析が必要であると判断されるウイルス株については、分離ウイルス株又は臨床材料を国立感染症研究所（以下、「感染研」という。）に送付していただき、ウイルスの再分離、詳細な抗原解析、増殖性、抗原性の安定度などの試験が実施されています。これらに基づき海外の WHO インフルエンザ協力センターと共同でワクチン候補株の絞り込みが行われ、WHOにおいて毎年 2 月中旬に次シーズンのワクチン推奨株が決定されています。

この検討には通常最短でも 2 ヶ月以上を要することから、2 月中旬の WHO におけるワクチン候補株選定期限に間に合わせるためには、国内において各地衛研からウイルス株又は臨床検体を速やかに感染研に送付していただくことが必要となります。

一方、本年 6 月から施行された改正後の感染症法において病原体の運搬に関して新たな規制が加えられたことに伴い、地衛研から感染研へウイルス株又は臨床検体を送付する際に煩雑な手続きが必要との誤解により、迅速なウイルス及び臨床検体の分与、運搬が停滞する状況も認められています。

このような状況が続くと、来年 2 月中旬に予定されている WHO でのワクチン株の選定会議及びその後に行われます我が国におけるワクチン株選定にも大

きな支障が出ることが懸念されます。

感染症法においては、インフルエンザウイルスのうち A 属インフルエンザ A ウィルスであって血清亜型が H2N2、H5N1 又は H7N7 のものに限って 4 種病原体等として指定されており、これらの運搬に当たっては施行規則第 31 条の 36 の基準に基づき適切に運搬していただく必要はあるものの、公安委員会への運搬の届出は不要となっています。また、上記の血清亜型以外のインフルエンザウイルス及び臨床検体については感染症法に基づく病原体等の規制対象となつてはいないことから、合理的な漏出防止等の措置は必要であるものの、運搬する上で特段の支障はないものと考えております。

つきましては、このような状況を踏まえ、各地衛研におかれでは、インフルエンザの流行の抑止についてご理解を賜り、感染研からインフルエンザウイルス又は臨床検体の分与等の依頼がなされた場合は、速やかにご協力いただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

照会先：

厚生労働省健康局結核感染症課

電話 (03) 5253-1111

梅田 (内線 2376)

新妻、皆尾 (内線 4600~4602)